

事務連絡  
平成23年6月6日

各 

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局生活衛生課

プールの安全確保に係る周知徹底等について

平素より、生活衛生対策の推進に御配慮・御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

遊泳用プールの衛生水準の確保については、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）に基づきご指導いただいていたところ です。

昨年発生した排（環）水口における二重構造の安全対策が施されていなかったプールでの事故事案に伴い、別添のとおり、改めてプールの安全確保に係る周知徹底等を図ることとされました。

つきましては、プールの安全確保のため、関係者に対する下記の周知について特段の御配慮をお願いします。

記

1 関係者に対し、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省、国土交通省）を改めて周知いただく等プールの安全確保について、ご周知いただきたい。

2 未だ自主点検表を送付していないプールの設置管理者についても、自主点検表を活用頂くよう情報提供いただきたい。

※ 「プールの安全標準指針」については、文部科学省のホームページ ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/03/07040303/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/03/07040303/001.pdf)) あるいは国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/04/040929/04.pdf>) からダウンロードできます。



事務連絡  
平成23年6月2日

各都道府県及び政令指定都市消費者行政担当課 御中

消費者庁消費者安全課

プールの安全確保に係る周知徹底等について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、排(環)水口における二重構造の安全対策が施されていなかったプールでの事故事案等にかんがみて、消費者安全情報総括官会議幹事会申合せにより、関係省庁(消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)は連携して、全国のプールの安全確保のため、プールの安全標準指針(平成19年3月29日文部科学省・国土交通省決定)について、周知徹底を図っており、今夏の運営を念頭に、関係省庁において、改めて全国の関係者への安全確保のための対応について周知徹底することを確認したところです。

平成22年8月6日付け当課より発出した事務連絡「プールの安全確保に係る周知徹底等について」において、自主点検表(別添1)を送付頂きましたプール設置管理者からは、特に問題があるとの報告は受けておりませんが、それらを踏まえ適切に対応頂きますよう、お願い申し上げます。

また、未だ自主点検表を送付頂いていないプール設置管理者についても、プールの安全確保のために御活用頂きますよう、担当部署に対して情報提供いただくとともに都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知して頂きますようお願い申し上げます。

なお、本件については、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省にも情報提供させていただいておりますことを参考までに申し添えます。

【問合せ先】

消費者庁 消費者安全課

柳澤・前田

電話：03-3507-9201

FAX：03-3507-9290

## プールの安全確保のための自主点検表

実施日 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
 施設名称 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 プール設置管理者 \_\_\_\_\_  
 担当者 \_\_\_\_\_  
 (連絡先) \_\_\_\_\_

区分	点検項目	点検結果	
①施設基準の 適合状況	(1) 排(環)水口の蓋等が、二重構造となっている等、適切な安全対策が施されているか	はい その他	いいえ [ ]
	(2) 排(環)水口蓋等が、ネジ、ボルト等により適切な方法で固定されているか	はい その他	いいえ [ ]
	(3) 吐出口に、蓋等が設置されている等、適切な安全対策が施されているか	はい その他	いいえ [ ]
②管理体制の 適合状況	(1) 管理責任者が、プールの安全及び衛生に関する知識を有し、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者であるか	はい その他	いいえ [ ]
	(2) 衛生管理者が、プールの安全及び衛生に関する知識を有する者か	はい その他	いいえ [ ]
	(3) 監視員が、一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者であり、施設の規模に応じた十分な配置がなされているか	はい その他	いいえ [ ]
	(4) 救護員が、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者であり、施設の規模に応じた十分な配置がなされているか	はい その他	いいえ [ ]
③プール使用 期間前の点 検状況	プールの使用期間前に、点検チェックシートを用いて施設の点検を行い、必要な修理や部品交換が適切になされているか	はい その他	いいえ [ ]

本件に関する問い合わせ及び提出先  
 消費者庁 消費者安全課 柳澤・前田  
 100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 5 F  
 電話 : 03-3507-8800 (内線 2231) F A X : 03-3507-9290